

平成27年度第3回木更津市青少年問題協議会
「本市における生活困窮者支援の状況について」

平成28年2月10日
福祉部社会福祉課

1

本市の生活保護の状況

- * 生活保護受給状況(平成28年1月末現在)
 - ・被保護世帯数 1,265世帯
うち、子ども・若者(0歳から30歳未満)を含む世帯数
97世帯
 - ・被保護人員 1,652名
うち、子ども・若者 187名
- * 教育扶助(小・中学校就学の費用) 受給人数 79名
- * 生業扶助(高等学校等就学の費用) 受給人数 16名

保護の実施における関係機関との連携

* 保護の目的 …… ①最低生活保障 ②自立の助長

* 援助方針に基づく助言・指導

…世帯員個々の援助方針を策定し、策定した方針に基づき助言・指導を実施する。

⇒ 被保護世帯に子ども・若者が含まれる場合、世帯主に対する助言・指導とともに子育て支援課や教育委員会等の関係機関と連携した支援を実施する。

生活困窮者自立支援制度創設の背景①

* 生活保護受給者や稼働年齢層受給者の増加

平成15年度(資料:平成15年度福祉行政報告例)

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合(%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

10年後では…

3倍強の増加

平成25年度(資料:被保護者調査平成25年4月概数)

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	1,571,250	709,345	110,879	463,870	287,156
構成割合(%)	100	45.1	7.1	29.5	18.3

生活困窮者自立支援制度創設の背景②

* 雇用状況の変化(平成23年度推計値)

非正規雇用労働者の増加

平成12年:26.0% → 平成24年:35.2%

年収200万円以下の給与所得者の増加

平成12年:18.4% → 平成23年:23.4%

* その他の困窮リスク

高校中退者:約5.4万人(平成23年度)

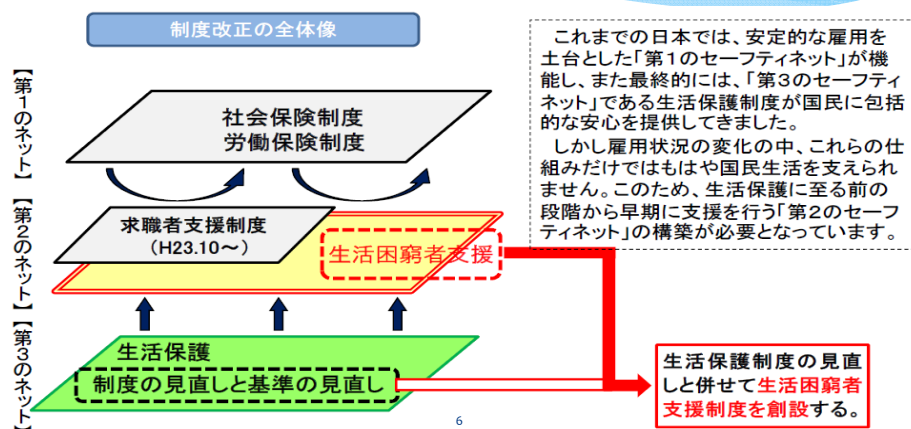
中高不登校者:約15.1万人(平成23年度)

ニート:約60万人(平成23年度)

引きこもり:約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推測値)

5

新たな生活困窮者支援



生活困窮者自立支援法

* 平成27年4月1日施行

* 目的

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

⇒ 包括的な相談支援等を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としている。

7

生活困窮者とは

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

⇒生活保護は受給していないが、生活保護に至る可能性があり、自立が見込まれる者を対象とする。

* 複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する。

8

法に定められた事業

平成27年度木更津市は必須事業のみ実施。

<必須事業>

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金の支給

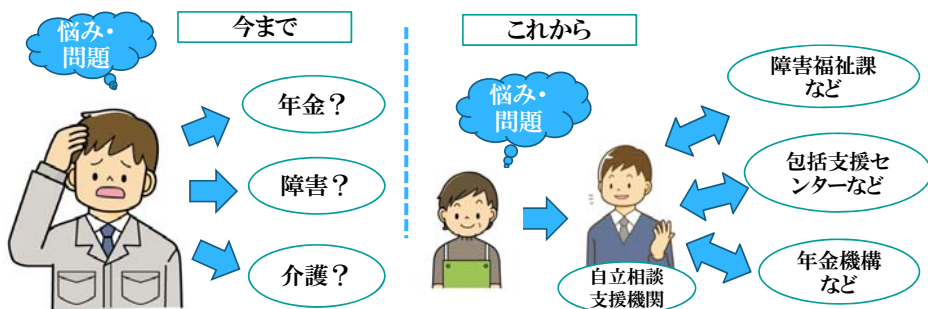
<任意事業>

- ・ 就労準備支援事業
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 家計相談支援事業
- ・ 子どもの学習支援事業
- ・ その他の生活困窮者の自立促進事業

9

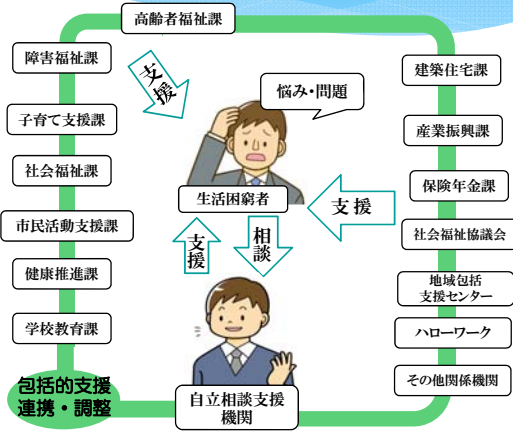
自立相談支援事業①

相談の内容によって、関係機関や制度との連絡調整を行い、問題の解決を図る。

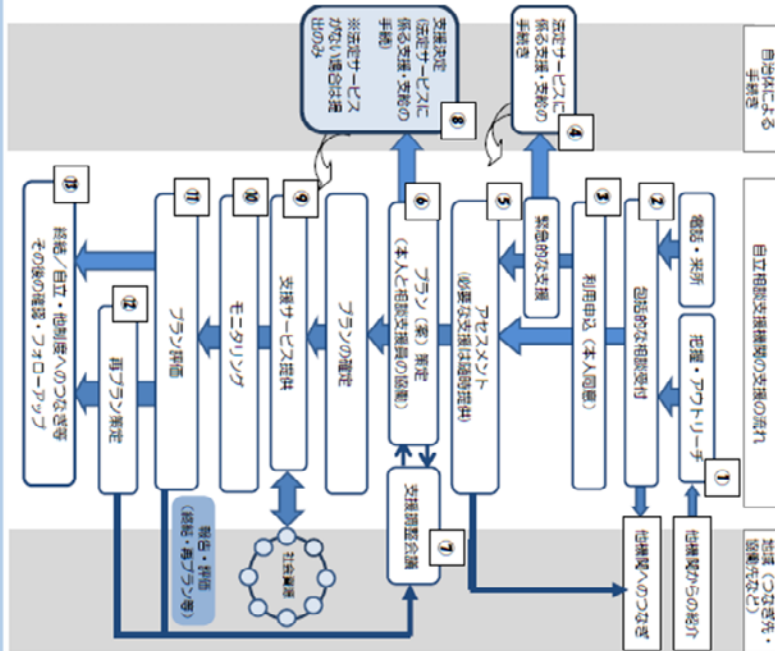


自立相談支援事業②

* 目標や課題に合わせた支援プランを作成し、継続的かつ関係機関等と連携をした支援を行う。



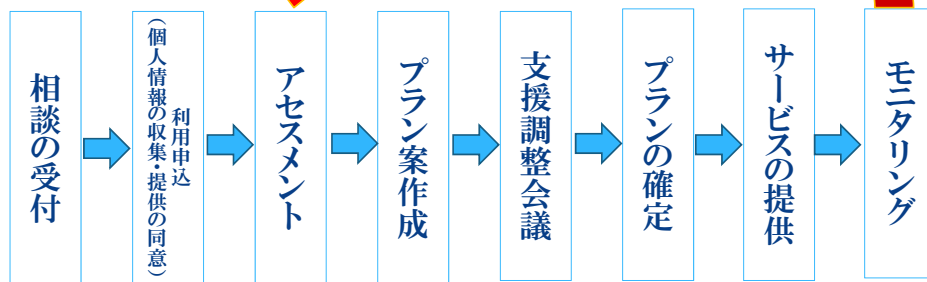
相談支援のプロセス①



生活困窮者自立支援制度に関する手引きの概要について(平成27年3月6日、札幌地区の3306号第1号)別添「自立相談支援事業の手引き」より抜粋

相談支援のプロセス②

<自立相談支援のプロセス>



13

住居確保給付金について

離職や自営業の廃業により経済的に困窮した者に対し、一定期間、求職活動中の家賃相当分を支給する。

※資産要件、求職活動要件等あり。

※入居契約にかかる初期費用(敷金・礼金など)などは対象外。

【支給までの簡単な流れ】



任意事業について

- * **就労準備支援事業**
日常生活・社会生活自立への支援や就労体験の機会の提供を行い、就労のための準備を支援する。
- * **一時生活支援事業**
住居のない生活困窮者へ一定期間衣食の提供などを行う。
- * **家計相談支援事業**
家計管理に関する支援や滞納・債務整理等に関する支援を行う。
- * **子どもの学習支援**
生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学などの養育相談を行う。
- * **その他の生活困窮者の自立促進事業**
地域の実情に応じた生活困窮者の自立に資する事業

15

平成27年度の相談実績

- * 生活困窮者自立相談支援事業(平成28年1月末現在)
- * 相談件数 111件(仮受付を含む。)
 - … 10代男性 1件 10代女性 1件
 - 20代男性 2件 20代女性 4件
 - 30代男性 5件 30代女性 6件
 - 40代男性 11件 40代女性 15件
 - 50代男性 21件 50代女性 6件
 - 60代男性 6件 60代女性 4件
 - 70代男性 8件 70代女性 10件
 - その他 11件
- * 相談者のうち、子ども・若者(0歳から30歳未満)を主たる相談者とする件数
 - … 8件 ※ひとり暮らしでの相談件数 1件
- * 相談者のうち、子ども・若者を含む件数 ¹⁶
 - … 24件